

令和7年9月25日招集

## 第9回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和7年第9回狭山市農業委員会総会

---

令和7年9月25日(木曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1)農用地利用集積等促進計画について
  - (2)農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3)農地法第5条の規定による許可申請について
  - (4)生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 4 協議及び報告事項
  - (1)農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2)その他
- 5 閉会 午後2時30分

---

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 渡 邊 隆 夫
4番 増 田 棟 順	5番 堀 口 一 男	6番 齋 藤 栄 一
7番 森 田 依 見 子	8番 仲 川 知 範	9番 室 岡 芳 浩
10番 清 水 芳 則	11番 大 野 博 文	12番 下 村 辰 次
13番 安 藤 千 鶴	14番 増 田 茂	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

---

職務のため出席した事務局職員

局長 渡 邊 雅 彦      主事 七 字 涼 太

---

事務局 定刻になりましたので、これより令和7年第9回狭山市農業委員会総会を開催いたします。

先ずは、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

・資料1 議案図面資料（議案第2号、3号、4号関係）

- ・資料2 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
- 報告第4号 通信事業計画書について（送電線補修工事）

席上、配布させていただきました『のうねん 9月号』となります。

以上です。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第9回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行をお願いいたします。

議長 これより、第9回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号11番 大野 博文 委員と12番 下村 辰次 委員をお願いします。

先ずは、第9回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画が、受入単位で、堀兼地区1件です。

農地法第3条許可申請は、入間川地区1件、堀兼地区1件、水富地区1件の合計3件です。

農地法第5条許可申請は、入間川地区2件、入曽地区1件、堀兼地区1件、奥富地区1件、柏原地区1件の合計6件です。

以上です。

議長 はじめに、『議案第1号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めます。

農振課 【農用地利用集積等促進計画についての説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『承認』します。  
事務局は、然るべき処理を進めてください。  
農業振興課は、退室いただいて結構です。

【農業振興課の退室】

次に、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。

利用状況調査を中心に状況や感想等を含めて報告願います。

入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございました。

次に、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号1番について、ご説明いたします。

受人は狭山に在住、渡人は世田谷区に在住。

土地の所在は、狭山 地目は畑 地積は204㎡。無償による所有権の移転です。

本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。

法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から確実と思われま

す。  
法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われま

す。  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、2番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号2番について、ご説明いたします。

受人はふじみ野市に在住、渡人は所沢市に在住。

土地の所在は大字上赤坂字立帰 他2筆 地目は畑 地積は合計で1189.93㎡。所有権の移転です。

本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、7月総会時の調査を参考に、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はないものと判断いたしました。

法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から確実と思われま

す。法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われま

す。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、3番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号3番について、ご説明いたします。

受人は広瀬に在住、渡人は広瀬に在住。

土地の所在は大字上広瀬字西中原 他4筆 地目は畑 地積は合計で1004.47㎡。無償による所有権の移転（世帯内贈与）です。

本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地に耕作放棄地はありませんでした。

法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、申請書及び肥培管理計画から確実と思われま

す。法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われま

す。また、申請地には施設が建築されていますが、農業用施設で適正に処理されています。

以上です

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、『議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、順次、担当委員からの説明を求めます。

委員 議案第3号1番について審査結果を報告します。

申請地は沢、地目は畑、地積は413㎡です。

【図面1番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、2番について、担当委員の説明を求めます。  
委員 議案第3号2番について審査結果を報告します。  
申請地は入間川字中平野、地目は畑、地積は495㎡です。

【図面2番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、3番について、担当委員の説明を求めます。  
委員 議案第3号3番について審査結果を報告します。  
申請地は大字水野字月見野、地目は畑、地積は410㎡です。

【図面3番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、4番について、担当委員の説明を求めます。  
委員 議案第3号4番について審査結果を報告します。  
申請地は大字加佐志字西裏、地目は畑、地積は338㎡です。

【図面4番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、5番について、担当委員の説明を求めます。  
委員 議案第3号5番について審査結果を報告します。  
申請地は大字上奥富字大ケ谷戸、地目は畑、地積は321㎡です。

【図面5番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、6番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号6番について審査結果を報告します。  
申請地は柏原字宮原、地目は畑、地積は1838㎡です。

【図面6番の資料説明】

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、『議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』  
を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。  
申出者は、北入曾に在住。  
申出地は、北入曾字中原 他2筆 地目は畑 地積は合計で7215㎡  
買取事由が生じた者と理由は、所有者が死亡したことによります。  
以上です。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。  
質疑ございますか。  
質疑、無いようでしたら本件を承認するかをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員（多数）です。  
よって、本件を『承認』します。  
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

事務局 先に、報告事項に移ります。  
事務局からの説明を求めます。  
事務局 先ずは、資料2の報告第1号をご覧ください。  
農地法第3条の3の規定による届出は、2件10筆、地目及び地積は全て畑で11,902.77㎡です。原因はいずれも相続によるものです。これら届出において、あっせん希望はありません。  
報告第2号をご覧ください。  
農地法第4条の規定による届出は、3件5筆、地目及び地積はいずれも畑で782㎡

です。転用目的は、駐車場敷地が1件、敷地拡張が2件です。

報告第3号をご覧ください。

農地法第5条の規定による届出は、7件12筆、地目及び地積は田が447㎡、畑が2,343.92㎡です。転用目的は、住宅敷地が7件、うち共同住宅が2件です。

報告第4号をご覧ください。

事業計画者は、法人。計画地は、大字堀兼字平野 他2筆 地目は畑 地積は697㎡のうち154㎡で中新田交差点の東に位置します。

計画の概要は、送電線補修工事で10日間程度を予定しております。

根拠法令は、「電気事業者が送電等の施設、装置を設置するために必要な農地転用については許可を要しない」とした、農地法第4条第1項第9号及び同法施行規則第29条第1項第13号となります。

以上です。

議長

質疑ございますか。

質疑はないようです。

その他、委員から何かありますか。

事務局から何かありますか。

無いようですので、これをもって第9回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。